

平成29年11月14日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

- 1 指名停止業者名及び住所
(株)日本港湾コンサルタント 東京都品川区西五反田8-3-6 TK五反田ビル
- 2 指名停止期間
平成29年11月14日から平成29年12月13日まで (1箇月)
- 3 指名停止理由
県が平成24年度に発注した「金沢港改修(統合補助)工事(設計)業務委託(大野岸壁補修工)」において、設計が適切でないことが判明した。
県工事等の施工に当たり、過失により設計を粗雑にしたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第2号に該当すると認められるため、指名停止とする。
- 4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1(石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 県工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	1箇月以上 6箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712